

## 報酬等の支給の基準

### 定款第4章第23条（役員報酬等）

理事及び監事の報酬については、勤務実態に即して支給することとし、理事及び監事の地位にあることのみによっては、支給しない。

### 定款第2章第9条（評議員の報酬等）

評議員の報酬については、評議員の地位にあることのみによっては、支給しない。